

## 令和6年度第2回陸前高田市子ども・子育て会議 議事録

- 1 日時 令和6年12月25日（水）午後3時00分～午後4時10分
- 2 場所 陸前高田市コミュニティホール 2階大会議室B

### 3 出席者

出席委員（9人）

石渡 博之 委員、 伊藤 昌子 委員、 加藤千代治 委員、 岸 浩子 委員、  
熊谷 公子 委員、 戸羽 良一 委員、 中村 賢司 委員、 松田 秀樹 委員、  
武蔵野美和 委員、

欠席委員（6人）

大木 智春 委員、 佐々木彩花 委員、 佐々木寿子 委員、 出羽 早苗 委員、  
戸羽 桂 委員、 脇坂 健吾 委員

### 4 傍聴者 2人

- 5 事務局 福祉部子ども未来課長 大友 真也  
福祉部子ども未来課長補佐兼子育て支援係長 阿部 景子  
福祉部子ども未来課子ども家庭係長 蒲生 恵美  
福祉部保健課保健係長 遠藤 綾子  
教育委員会事務局学校教育課長 吉田 亜矢子

### 6 配置資料

- ・陸前高田市子ども・子育て会議委員名簿
- ・配席図
- ・次第
- ・資料1 各部会での審議状況について
- ・資料2 陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第3期）素案

### 7 議事録

#### 1 開会

#### 2 挨拶

（大友課長）

皆様、年末のお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。本年6月に第1回全体会議を開催後、8月、11月と乳幼児支援部会、児童生徒地域支援部会を各2回開催しまして、事業の取組状況を踏まえながら、また、ニーズ調査における現状と課題や需給計画案などの各部会が所掌する内容について審議いただいたところでございます。

本日は各部会での審議状況を報告差し上げまして、その後、第3期計画の素案について委員の皆様に協議いただく流れとなっております。

また、第3期計画につきましては、令和7年度から5年間の計画期間となっておりますので、本日の協議を経た素案については年明けにパブリックコメントを実施して、その後に全体会議を開催し、令和7年3月までに最終案を取りまとめようとするものでございます。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたく存じますので、本日はよろしく願いいたします。

### 3 報告

#### (1) 各部会での審議状況について（資料1）

##### （事務局説明要旨）

##### ・第1回乳幼児支援部会の審議状況

- ・子どもが病気の際は父母のどちらかが仕事を休んで看護している現状が多いため、病後児保育の利用が増えるよう周知の強化や利用しやすい形で行えるとよいとの意見が出された。
- ・教育・保育の利用希望に応えるためには保育士の確保が必要であり、特に新卒者への家賃補助等を検討してほしいとの意見が出され、人材確保策は財源を踏まえながら今後検討する。
- ・子どもの遊び場については、保育所の所庭開放など既存施設の活用を進めてほしいとの意見が出された。
- ・子育て世帯への食事支援等の活動に対する市補助金の交付が3年までと制限されているが、活動の継続性を図るためにもさらなる補助の検討が必要ではないかとの意見が出され、活動の継続に向けた相談支援等を行うことを検討する。
- ・地域型保育事業の新規事業者参入支援について、待機児童がいない中で支援を推進することへの質問があり、3歳未満児の入所需要が増加傾向の中、受け皿の確保にもつながるため、新規参入を希望する事業者がいる場合は支援を行う方針と回答。

##### ・第2回乳幼児支援部会の審議状況

- ・教育・保育の需給計画案に関して、児童数の減少に伴って施設の統合等を検討するののかとの質問があり、今後の児童数の状況等によっては統廃合の検討を行う可能性もあると回答。
- ・乳児等のための支援給付の需給計画案に関して、利用ニーズを把握するためのアンケートを行ってはどうかとの意見が出され、アンケートの実施を今後検討する。
- ・こども誰でも通園制度の実施にあたって保育所の受入れ体制に問題はないかとの質問があり、定員の範囲内での受入れを想定しているが、ニーズが多い場合は調整が必要と回答。また、事業実施にあたっては周知が重要との意見が出された。
- ・地域子ども・子育て支援事業の需給計画案に関して、利用者支援事業を子育て支援センターのような場所でも実施できればよいのではないかとの意見が出され、利用者支援事業としての要件を確認した上で実施を検討する。
- ・子育て応援ヘルパー派遣事業の受付などを子育て支援センターでも行うことで周知度や定着度が上がるのではないかとの意見が出され、民間団体との連携を今後検討する。
- ・児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業は、どのような状況であれば実施を検討するののかとの質問があり、事業実施には人員配置等の要件があるため、すぐに実施することは難しいが、民間団体の活用も検討したいと回答。
- ・各需給計画案の数値に関しての意見等はなかった。

##### ・第1回児童生徒地域支援部会の審議状況

- ・相談先の周知という課題に対して、外部機関によるSNS等の相談先を市ホームページに載せるなどして相談しやすい環境をつくれればよいのではないかとの意見が出され、関係機関と連携しながらホームページの掲載方法を検討する。
- ・ヤングケアラーの支援は貧困問題なども絡むため、関係各課と連携しながら包括的な対応を意識してもらいたいとの意見が出された。

- ・計画の基本目標と基本方針との関連をわかりやすく示すと良いとの意見が出された。
- ・第2回児童生徒地域支援部会の審議状況
  - ・地域子ども・子育て支援事業の親子関係形成支援事業に関連して、ペアレントトレーニングを家庭教育学級のような形で行うと困り感を抱えた家庭も参加しやすいのではないかと意見が出された。ペアレントトレーニングは児童相談所や児童家庭支援センターでも実施しているが、違う方法で実施できるか関係課とも今後相談する。
  - ・子育て支援情報の周知方法について、担当課から発信する以外に、企業に市の事業を知ってもらうために情報を提供して企業側の理解を促したり、学校から保護者に対して子育て情報を発信してもらってはどうかとの意見が出された。
  - ・需給計画案の数値や放課後児童対策案に関しての意見はなかった。

(質疑応答・意見)

なし。

#### 4 議事

##### (1) 陸前高田市子ども・子育て支援事業計画(第3期)素案について(資料2)

(計画素案「第1章 計画の概要について」事務局説明要旨)

- ・計画の趣旨には、子どもや子育て家庭を巡る社会情勢、子育て支援に関する法律の整備、本市のこれまでの計画の経緯等について記載。第3期計画の策定により、引き続き子ども・子育て支援施策を総合的に推進することを計画の趣旨とする。
- ・第3期計画は次世代育成支援行動計画、子どもの貧困解消対策推進計画と一体的に策定するほか、母子保健計画、放課後児童対策に関する事項を含み、まちづくり総合計画や他の関連計画と連携や整合性を図る。また、ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりアクションプランと地域福祉計画を子ども・子育て支援事業計画の上位に位置付ける。
- ・計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行う。
- ・ニーズ調査の実施、子ども・子育て会議での審議、パブリックコメントの実施を通じて計画を策定する。パブリックコメントは令和7年1月14日から2月13日の期間で実施予定。

(質疑応答・意見)

- ・地域福祉計画を上位計画にするという修正があったが、地域福祉計画も現在策定中であり、整合性を取る時期がいつなのか疑問である。子ども・子育て会議に部会を設けて意見集約をしてきたが、地域福祉計画が上位計画になるのであれば、もっと連携しなければいけない人たちがいたのではないかと。社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定に係る人たちがワークショップをしているが、ヤングケアラー支援などとの整合性を子ども・子育て会議で議論していない中で、言葉だけを計画に載せることがよいのかという疑問を持った。

<回答>

福祉課が中心になって地域福祉計画の策定に向けて様々な協議をしている。今回、地域福祉計画を上位計画にしたのは、令和2年の法改正で包括的な支援体制を整備することが地域福祉計画に盛り込まれることで上位計画の位置づけになるという判断があったため、計画策定のタイミングや内容を踏まえた上で修正資料のような形で示した。ヤングケアラーについては、子ども未来課でもヤングケアラーへの取組を進めようとしていて、担当者は地域福祉計画策定の会議にも出席している。第1回会議の時にも委員からは市内部の計画も含めて市内の事業者とも協力しながら進めてほしいという話をいただいていたので、そのようなところに意を用いながら進めてまいりたいと考えている。

(計画素案「第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況」事務局説明要旨)

- ・子どもと子育て家庭を取り巻く状況として人口推移や子育て環境の状況を記載。
- ・子ども・子育てに関するニーズ調査結果の概要として主な調査結果を記載。
- ・子ども・子育て支援の取組状況と現状における主な課題
  - ・保育サービス等の充実に関しては、保育体制維持のための保育従事者の確保、延長保育や土曜保育を利用しやすい環境づくり、病後児保育の周知強化や事業の浸透が課題。
  - ・相談支援体制の充実については、障がい等のある児童や家族に対する切れ目のない円滑な支援、年齢や内容に応じた相談体制、相談先のわかりやすい周知、気軽に相談できる環境の整備が求められている。虐待の早期発見、早期対応のために関係機関との連携強化が必要。
  - ・経済的支援の継続では、第2期計画期間中に第2子以降の保育料や学校給食費の無償化、給付型奨学金の創設等により経済的負担の軽減を図ったが、ニーズ調査では経済的支援の充実を望む意見が多くあり、子育ての時期に応じた支援の継続が必要。ひとり親家庭や経済的に困難度が高い世帯を対象とした食糧支援等の継続も求められている。
  - ・子育てしやすい環境の整備に関しては、高田松原運動公園への遊具設置や保育所の所庭開放等により子どもの遊び場の拡大に取り組んだが、保護者の多くが遊び場が少ないと感じており、室内を含む子どもの安全な遊び場の充実が求められている。仕事と子育ての両立については、父親の育児参加が増えているが、子育てに対する社会や職場のさらなる理解促進が重要であるほか、依然として母親の負担が大きいことが課題。
- ・母子保健計画の取組状況と現状における主な課題
  - ・周産期では、母子健康手帳交付時のアンケートで3割以上が妊娠、出産、子育て、経済面等の心配があると回答し、核家族化等により育児の協力を得ることが難しい環境や妊娠、出産、育児に関する負担を抱えやすい状況にあるため、妊娠期から産後まで切れ目のない精神的・身体的・経済的支援が求められている。ハイリスク妊娠や不安や悩みを抱える妊婦については、早期から各分野が連携して個別のニーズに応じた支援の充実が必要。
  - ・乳幼児期では、保育所巡回相談の対象者が増加傾向のため、5歳児健診を活用して保健、医療、福祉、教育連携による支援の充実を図ることが必要。3歳児のう歯有病者率は改善傾向だが、さらに歯科保健事業の取組を充実させることが必要。
  - ・学童・思春期は、生涯の健康づくりの基礎となる重要な時期であり、性との向き合い方を考える機会へのニーズが高まっている。周りとのコミュニケーションをとり、支え、支えられながら生活していることを子ども自身が気づき、大人がどのように子どもに関わっていくかを考える機会を充実させることが必要。

(質疑応答・意見)

- ・学童・思春期のところで携帯を触る時間が長いなどのメディアに関することが気になっており、16歳未満はSNSの利用を禁止する法律がある国もあると聞き、そのようなものもあるとよいのではと思った。教育委員会とも連携してはどうか。

<回答>

オーストラリアでそのような法律ができると報道されている。高田では、スマホの使用を夜9時までにして、それ以降はリビングに置いて物理的に触れないようにしようという「リ9高ルール」があるので、そのような取組の推進が必要ではないかと思う。

(計画素案第3章、第4章 事務局説明要旨)

- ・第3章 計画の基本的な考え方

- ・基本理念は市まちづくり総合計画の基本目標に合わせて、第2期計画と同様に「子どもたちを健やかに育むまち・陸前高田」とし、基本目標も引き続き「子どもの権利の尊重」、「子育て家庭への支援」、「地域全体で子育て支援」の3つとする。また、12の基本方針を設定し、総合的な施策の展開を図る。
- ・基本方針(1)幼児期の教育・保育の充実では、保育ニーズや就労形態に応じた多様な保育サービスの提供のための体制を確保するとともに、保育の質の向上、保育環境の整備に努める。
- ・基本方針(2)教育機会の確保とキャリア教育の推進では、主体的に学ぶ力などを向上できるようなキャリア教育の推進や国際理解教育の充実に取り組むほか、関係機関と連携しながら学校不適応児童生徒への支援を推進する。
- ・基本方針(3)発達支援・療育支援体制の充実では、障がいの早期発見に努め、適切な支援につなげるとともに、ライフステージに応じて切れ目のないサポートが継続できるよう関係機関と連携しながら将来を見据えた支援を推進する。
- ・基本方針(4)要保護児童対策の取組の推進では、こども家庭センターを設置して児童虐待の発生防止の啓発に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携しながら組織的に支援を実施する。
- ・基本方針(5)被災児童に対する支援では、被災児童や心のケアが必要な児童・家庭に対し、必要な支援や心理的ケアの取組を継続する。
- ・基本方針(6)安心して子どもを産み育てられる環境の整備では、妊娠・出産期から乳幼児期、学童・思春期に至るまで、保健・医療・福祉・教育機関と連携を図りながら母子保健活動等を通じて継続した支援を実施する。
- ・基本方針(7)相談支援体制の充実では、身近な場所で悩みや不安を気軽に相談できる環境の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら相談先の周知の強化に努める。
- ・基本方針(8)経済的支援の充実では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため各種給付事業等を継続するとともに、経済的に困難度が高い世帯等に対する支援を推進する。
- ・基本方針(9)ひとり親への支援では、ひとり親家庭の生活の安定や自立促進のための各種支援の推進を図る。
- ・基本方針(10)地域における子育て支援の充実では、子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域住民と協働しながら地域全体で子育てを支援する体制の充実を図る。
- ・基本方針(11)子育てにやさしいまちの環境の整備では、子育て世代のニーズを踏まえながら、安心して子育てができる環境の整備を推進する。
- ・基本方針(12)仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備促進では、法改正に伴う各種制度を事業者周知して理解を促すとともに、子育てに対する社会全体の意識変革のための啓発に努める。
- ・第4章 施策の展開
  - ・基本目標、基本方針ごとの具体的な施策、事業を記載。安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、子育ての時期やニーズに応じた支援の継続的な実施に努め、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、関係機関や子育て関連団体と連携しながら事業を展開する。また、部会で出された意見を参考にしながら情報発信に努める。
  - ・部会で提示した案から修正を行った部分を説明。

(質疑応答・意見)

なし。

(計画素案「第5章 量の見込みと確保方策」事務局説明要旨)

- ・各町に保育施設が設置されているが、送迎に自家用車を使用することが多い上、保護者の就労状況等によって居住地区を越えた利用があることから、提供区域を市内全域で1区域とし、乳児等のための支援給付、地域子ども・子育て支援事業も同様に市内全域で1区域とする。
- ・需給計画の算定にあたっては、教育・保育は推計児童数に実績をもとに設定した認定区分ごとの入所率を乗じて算定し、乳児等のための支援給付は推計児童数に利用見込率を乗じて算定し、地域子ども・子育て支援事業は利用実績や現状等を勘案して算定した。
- ・教育・保育の量の見込み及び確保方策（需給計画）は、いずれも認定区分ごとの量の見込みよりも確保方策が上回っており、保育ニーズに応えられると見込んでいる。
- ・乳児等のための支援給付の量の見込み及び確保方策は令和8年度以降の需給計画で、確保方策は保育施設の定員余剰数とし、量の見込みはその範囲内で収まると見込んでいる。
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策は、それぞれの事業の量の見込みと確保方策の算定の考え方を記載している。
- ・母子保健事業の評価指標は、国の指針に基づき、周産期、乳幼児期、学童期・思春期、全生育期に区分し、それぞれの時期の指標を定めた。市の現状値をもとに国の参考値を勘案しながら目標値を設定しているが、すでに国の参考値を上回っている項目は、現状維持もしくは、より高い数値に設定した。

（質疑応答・意見）

- ・令和8年度からこども誰でも通園制度が始まるとのことだが、一時預かりとどう違うのか説明をお願いしたい。

<回答>

一時預かりは使いたい都度、使いたい施設に申し込むもので月14日まで利用できるが、こども誰でも通園制度は、あらかじめ市に申し込みをした上で月一定時間の範囲内で市が指定した施設を利用するもの。こども誰でも通園制度は令和8年度からの全国的な実施に向けて、今はモデル事業として手を挙げた自治体で実施しており、そこでは月10時間以内の利用となっている。受入側の体制もあるが、一時預かりは月14日以内のため、本市の場合は一時預かりの方が使い勝手がよいのかもしれない。本格実施の詳細な内容を国がはっきりと示していないので、現時点での違いはそのような部分と捉えている。

（計画素案第6章、第7章 事務局説明要旨）

- ・第6章 放課後児童対策の推進
  - ・放課後児童対策に係る国のプランは令和5年度末で終了したが、引き続き計画的に放課後児童対策を推進するため、放課後児童対策に関することを第3期計画に盛り込む。
  - ・放課後子ども教室は、全ての小学生が様々な体験や交流活動を行うことができるよう地域住民等の協力をいただきながら市内全ての小学校区で事業を実施することを見込む。
  - ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携は、小学校区ごとに相互に連携して共通のプログラムを実施できるように共通認識を持ち、学校とも協議しながら連携の推進を図る。
  - ・特別な配慮を要する子どもや家庭へ対応するため、放課後児童支援員の資質向上や関係機関と情報共有を図るほか、地域との交流を図りながら子どもの居場所づくりの充実に努める。
- ・第7章 計画の推進
  - ・計画の推進にあたっては、子育て家庭、子育てに関わる事業者や関係団体など地域社会全体で連携しながら取組を推進する。また、子ども・子育て会議で計画の進捗状況を把握し、事業の評価や見直し等についての協議を行う。
  - ・計画の進行管理についてはPDCAサイクルに基づいて実施状況を点検・評価するほか、子

育て支援に関する情報を様々な媒体を活用しながら周知、啓発に努める。

(質疑応答・意見)

- ・新規に母子保健計画がこの計画に含まれるということは、やはり福祉に関わってくると思うので、ぜひ整合性を取った形にしてほしい。ヤングケアラーだけではなく、例えばダブルケアや老々介護の問題を含めると年代による枠を作ることができないのが現状ではないか。ニーズ調査に表れないニーズがあるのではないかというのが心配されるところだ。例えば、給食費が無償化となっているが、障がいがあるお子さんが長期休暇中に施設を利用すると給食費が発生するということもある。民生委員、児童委員に任せればよいとか、施設に預ければよいという決めつけをするのではなく、みんなが大変な家庭や困っている人たちをなくしたいという目配り、気配りのもとでやっていかなければならないと思う。子どもが豊かに育つためには周りの環境や社会の環境、親御さんの安心安全が前提にあると思うので、整合性が取れる文言を入れていただければと思う。
- ・子どもの環境という部分では、大洋学園と児童家庭センターの立場があるが、大洋会としては障がい者の施策をさせていただいている。今までは障がい分野は厚労省の管轄だったが、児童は子ども家庭庁で対応するということで、制度の違いなどがあり、私たちもすごく混乱することがあるし、行政も混乱する部分があるのではないか。制度的な見直しによって、今後いろいろなところが整備されてくるのではないかと考えている。
- ・「陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第3期）素案」について、委員から出された意見等をもとに事務局で素案を修正した後、パブリックコメントを実施することとしてよろしいか。  
(各委員) 承認。

(2) その他  
なし。

5 その他  
なし。

6 閉会